

## I 特別養護老人ホーム作礼荘 介護報酬の告示上の金額

## 1. サービス利用料金、居住費及び食費

		介護保険							小計①	居住費・食費		小計②	費用合計 ①+②
多床室		介護費用	日常生活継続支援加算	看護体制加算 I・II	夜勤配置加算	栄養マネジメント加算	口腔衛生管理体制加算	介護職員処遇改善加算 I 8.3%	自己負担額 31日	居住費	食費	居住費・食費 31日	自己負担額 31日
第1段階	要介護度1	557円	36円	19円	28円	14円	30円/月	1,685円/月	21,989円	0円	300円	9,300円	31,289円
	要介護度2	625円	36円	19円	28円	14円	30円/月	1,860円/月	24,272円	0円	300円	9,300円	33,572円
	要介護度3	695円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,040円/月	26,622円	0円	300円	9,300円	35,922円
	要介護度4	763円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,215円/月	28,905円	0円	300円	9,300円	38,205円
	要介護度5	829円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,385円/月	31,121円	0円	300円	9,300円	40,421円
第2段階	要介護度1	557円	36円	19円	28円	14円	30円/月	1,685円/月	21,989円	370円	390円	23,560円	45,549円
	要介護度2	625円	36円	19円	28円	14円	30円/月	1,860円/月	24,272円	370円	390円	23,560円	47,832円
	要介護度3	695円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,040円/月	26,622円	370円	390円	23,560円	50,182円
	要介護度4	763円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,215円/月	28,905円	370円	390円	23,560円	52,465円
	要介護度5	829円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,385円/月	31,121円	370円	390円	23,560円	54,681円
第3段階	要介護度1	557円	36円	19円	28円	14円	30円/月	1,685円/月	21,989円	370円	650円	31,620円	53,609円
	要介護度2	625円	36円	19円	28円	14円	30円/月	1,860円/月	24,272円	370円	650円	31,620円	55,892円
	要介護度3	695円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,040円/月	26,622円	370円	650円	31,620円	58,242円
	要介護度4	763円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,215円/月	28,905円	370円	650円	31,620円	60,525円
	要介護度5	829円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,385円/月	31,121円	370円	650円	31,620円	62,741円
第4段階	要介護度1	557円	36円	19円	28円	14円	30円/月	1,685円/月	21,989円	840円	1,380円	68,820円	90,809円
	要介護度2	625円	36円	19円	28円	14円	30円/月	1,860円/月	24,272円	840円	1,380円	68,820円	93,092円
	要介護度3	695円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,040円/月	26,622円	840円	1,380円	68,820円	95,442円
	要介護度4	763円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,215円/月	28,905円	840円	1,380円	68,820円	97,725円
	要介護度5	829円	36円	19円	28円	14円	30円/月	2,385円/月	31,121円	840円	1,380円	68,820円	99,941円

## 2. その他加算

項目		自己負担額
1. 初期加算	(1)入所した日から30日以内 (2)30日以上入院後に再入所した場合	30円/日
2. 外泊・入院時加算	(1)入院・外泊時月6日を限度 (2)入院・外泊の初日、最終日は算定不可	246円/日
3. 療養食加算	療養食を提供した場合	6円/回
4. 看取り介護 体制加算 I・II・III	I 死亡日以前4日以上30日以下 II 死亡日以前2日又は3日 III 死亡日	144円/日 680円/日 1,280円/日
5. 若年性認知症入所者受入加算 (対象入所者のみ)	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を決め、入所者を中心に特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合	120円/日
6. 退所前訪問相談援助加算	入所者が退所後生活する居宅を訪問して、退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合	入所中に1回を限度に 460円
7. 退院後訪問相談援助加算	入所者の退所後30日以内に入居者の居宅を訪問して相談援助を行った場合	入所中に1回を限度に 460円
8. 退院時相談援助加算	退所の日から2週間以内に、食事、入浴、健康管理等を在宅又は社会福祉施設等における生活に関する相談援助等を行い、在宅介護支援センターへ文章で必要な情報をを行った場合	1回を限度 400円
9. 退所前連携加算	入居者の退所に先立って、入居者が希望する居宅介護支援事業者が、介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合	1回を限度 500円
10. 経口移行加算(対象者のみ)	医師の指示に基づき、現に経管栄養により食事を摂取している入居者ごとに経口による食事の摂取をすすめる為の経口移行計画書を作成している場合。	28円/日
11. 経口維持加算	I 入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための、経口維持計画書を作成している場合	400円/月
	II Iを算定している場合で、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するためにあたっての会議に医師等が加わった場合	100円/月
12. 再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合施設と医療機関の管理栄養士が連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	400円/回

## 3. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合

## 4. 軽減措置

- ① 特定入所介護サービス費(負担限度額)  
② 社会福祉法人等による減免

- ③ 高額介護サービス費 \* 償還払い  
2段階 15,000円以上(介護保険対象)  
3段階 24,600円以上(介護保険対象)

別表1「料金表」

平成30年8月1日 現在

I 作礼荘ショートステイサービス 介護報酬の告示上の金額

1. サービス利用料金、居住費及び食費

多床室		介護保険				小計①	居住費・食費		小計②	費用合計 ①+②
		介護費用	サービス提供 体制強化加算 I・Iイ	看護体制加算 I・II	夜勤配置加算 III	自己負担額	居住費	食費	居住費・食費	自己負担額
						1日			1日	1日
第1 段階	要支援1	437円	18円			455円	0円	300円	300円	755円
	要支援2	543円	18円			561円	0円	300円	300円	861円
	要介護度1	584円	18円	12円	15円	629円	0円	300円	300円	929円
	要介護度2	652円	18円	12円	15円	697円	0円	300円	300円	997円
	要介護度3	722円	18円	12円	15円	767円	0円	300円	300円	1,067円
	要介護度4	790円	18円	12円	15円	835円	0円	300円	300円	1,135円
	要介護度5	856円	18円	12円	15円	901円	0円	300円	300円	1,201円
第2 段階	要支援1	437円	18円			455円	370円	390円	760円	1,215円
	要支援2	543円	18円			561円	370円	390円	760円	1,321円
	要介護度1	584円	18円	12円	15円	629円	370円	390円	760円	1,389円
	要介護度2	652円	18円	12円	15円	697円	370円	390円	760円	1,457円
	要介護度3	722円	18円	12円	15円	767円	370円	390円	760円	1,527円
	要介護度4	790円	18円	12円	15円	835円	370円	390円	760円	1,595円
	要介護度5	856円	18円	12円	15円	901円	370円	390円	760円	1,661円
第3 段階	要支援1	437円	18円			455円	370円	650円	1,020円	1,475円
	要支援2	543円	18円			561円	370円	650円	1,020円	1,581円
	要介護度1	584円	18円	12円	15円	629円	370円	650円	1,020円	1,649円
	要介護度2	652円	18円	12円	15円	697円	370円	650円	1,020円	1,717円
	要介護度3	722円	18円	12円	15円	767円	370円	650円	1,020円	1,787円
	要介護度4	790円	18円	12円	15円	835円	370円	650円	1,020円	1,855円
	要介護度5	856円	18円	12円	15円	901円	370円	650円	1,020円	1,921円
第4 段階	要支援1	437円	18円			455円	840円	1,380円	2,220円	2,675円
	要支援2	543円	18円			561円	840円	1,380円	2,220円	2,781円
	要介護度1	584円	18円	12円	15円	629円	840円	1,380円	2,220円	2,849円
	要介護度2	652円	18円	12円	15円	697円	840円	1,380円	2,220円	2,917円
	要介護度3	722円	18円	12円	15円	767円	840円	1,380円	2,220円	2,987円
	要介護度4	790円	18円	12円	15円	835円	840円	1,380円	2,220円	3,055円
	要介護度5	856円	18円	12円	15円	901円	840円	1,380円	2,220円	3,121円

2. その他加算

項目	自己負担額	
1. 短期入所生活介護送迎加算	利用者の自宅から当該施設まで、当該職員が送迎した場合(片道につき)	184円/回
2. 短期生活療養食加算	療養食を提供した場合	8円/回
3. 短期入所生活緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合(7日を限度、特段の事情の場合は14日)	90円/日
4. 長期利用者減算	長期利用者(連続30日超)に対して短期入所生活介護を提供する場合	-30円/日
5. 医療連携強化加算	看護体制加算(II)を算定していること。	58円/日
6. 若年性認知症利用者受入加算(対象利用者のみ)	受入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。	120円/日
7. 認知症行動・心理状況緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要で医師が判断した場合等	利用開始から7日を 限度に200円/日

※ 上記1、2の月の介護保険合計金額に8.3%が「介護職員処遇改善加算I」として加算されます。

3. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合

4. 軽減措置

- ① 特定入所介護サービス費(負担限度額)
- ② 社会福祉法人等による減免

- ③ 高額介護サービス費 \* 償還払い
  - 2段階 15,000円以上(介護保険対象)
  - 3段階 24,600円以上(介護保険対象)

## I 作礼荘デイサービス 介護報酬の告示上の金額(通常規模型:7時間~8時間)

サービス提供時間:午前9時25分~午後4時35分

## 1. 介護給付

(1)サービス利用料金(1日当たり:円)

要介護度	所要時間	単位数	自己負担額
要介護1	7時間以上8時間未満	645	645
要介護2		761	761
要介護3		883	883
要介護4		1,003	1,003
要介護5		1,124	1,124

(2)その他の加減算(1日当たり:円)

項目	単位数	自己負担額
送迎を行わなかった場合(片道)	△47	△47
サービス提供体制強化加算(I)イ	18	18
入浴加算	50	50
利用者の居住と同一建物に所在する事業所	△94	△94
若年性認知症利用者受入加算(対象者のみ)	60	60
介護職員処遇改善加算(I)	月額合計(基本料+加算分)×5.9%	

## 2. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合
----------------

## 3. その他の費用

食事代(昼食)	520円	おむつ代 日常生活において通常必要な経費	実費
---------	------	-------------------------	----

## I 作礼荘デイサービス 介護予防・日常生活支援総合事業、唐津市の定める報酬額

サービス提供時間:午前9時25分～午後4時35分

## 1. 通所介護相当サービス

## (1)サービス利用料金 (1月当たり:円)

要介護度	利用回数	単位数	自己負担額
要支援1 事業対象者	週1回程度	1,647	1,647
要支援2 事業対象者	週2回程度	3,377	3,377

## (2)その他の加減算 (1月当たり:円)

項 目	単位数	自己負担額
利用者の居住と同一建物に所在する事業所 要支援1	△376	△376
利用者の居住と同一建物に所在する事業所 要支援2	△752	△752
運動機能向上加算	225	225
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援1	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援2	144	144
若年性認知症利用者受入加算(対象者のみ)	240	240
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月額合計(基本料+加算分)×5.9%	

## 2. 通所型サービスA

## (1)サービス利用料金 (1月当たり:円)

	利用回数	単位数	自己負担額
通所型サービスA	週 1 回	1,399	1,399

## (2)その他の加減算 (1月当たり:円)

項 目	単位数	自己負担額
利用者の居住と同一建物に所在する事業所	△376	△376
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月額合計(基本料+加算分)×5.9%	

## 3. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合
----------------

## 4. その他の費用

食事代(昼食)	520円	おむつ代 日常生活において通常必要な経費	実費
---------	------	-------------------------	----

## I 作礼荘ホームヘルプサービス 介護報酬の告示上の金額

## 1. 介護給付

## (1) サービス利用料金

区 分	適 用	単位数	自己負担額 (円)	身体介護の(2)～(4)に引続き、生活援助を行った場合
身体介護	(1) 20分未満	165	165	身体介護中心型の単位数に 生活援助20分以上 66単位:66円 生活援助45分以上 132単位:132円 生活援助70分以上 198単位:198円
	(2) 20分以上30分未満	248	248	
	(3) 30分以上1時間未満	394	394	
	(4) 60分以上90分未満(30分を増す毎に+83単位)	575	575	
生活援助	(1) 20分以上45分未満	181	181	
	(2) 45分以上	223	223	

## (2) その他の加減算

区 分	項 目	単位数	自己負担額
1. 初回加算	・はじめて訪問介護事業所を利用する場合(新規) ・要介護者が、要支援者の認定を受けてサービスを利用することになった場合 ・過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合	200/月	200円/月
2. 緊急時訪問介護加算	入院・外泊の初日、最終日は算定不可	100/1回	100円/1回
3. 早朝、夜間加算	早朝(6:00～8:00)訪問の場合 夜間(18:00～22:00)訪問の場合	利用料金の25%を加算	
5. 深夜加算	深夜(22:00～6:00)訪問の場合	利用料金の50%を加算	
6. 介護職員2人体制	利用者の状況等に応じ、2人介護が必要と認められる場合、同時に2人の介護員 がサービスを行った場合	利用料金の200/100を算定	
7. 同一敷地内減算	事業所が所在する敷地内の居住者にサービス提供を行った場合	利用料金の10%を減算	
8. 生活機能向上連携加算	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が訪問介護事業所サービス提供責任者と共同して当該利用者の身体の状況等の評価を行い、生活機能を向上として訪問介護計画を作成した場合	100/月 (3月間)	100円/月 (3月間)
9. 特定事業所加算(Ⅱ)		利用料金の10%を加算	
10. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		利用料金月額に13.7%を加算	

## 2. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合

## 別表1 「料金表」

## I 作礼荘ホームヘルプサービス 介護予防・日常生活支援総合事業、唐津市の定める報酬額

## 1. 訪問介護相当サービス

## (1) サービス利用料金(月当たり:円)

区 分	適 用	単位数	自己負担額
予防訪問介護Ⅰ	週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1, 2 事業対象者)	1,168	1,168
予防訪問介護Ⅱ	週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1, 2 事業対象者)	2,335	2,335
予防訪問介護Ⅲ	週3回程度の利用が必要な場合 (要支援2 事業対象者)	3,704	3,704

## (2) その他の加減算

区 分	項 目	単位数	自己負担額
1. 初回加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はじめて訪問介護事業所を利用する場合(新規)</li> <li>・要支援者が、要介護者の認定を受けてサービスを利用することになった場合</li> <li>・過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合</li> </ul>	200/月	200円/月
2. 生活機能向上 連携加算	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が訪問介護事業所サービス提供責任者と共同して当該利用者の身体の状況等の評価を行い、生活機能を向上として訪問介護計画を作成した場合	100/月 (3月間)	100円/月 (3月間)
3. 同一敷地内減算	事業所が所在する敷地内の居住者にサービス提供を行った場合	利用料金の10%を減算	
4. 介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)		利用料と加算の合計月額に 13.7%を加算	

## 2. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合

## I ほのぼのデイサービス 介護報酬の告示上の金額(通常規模型:8時間～9時間)

サービス提供時間:午前8時50分～午後5時10分

## 1. 介護給付

(1)サービス利用料金(1日当たり:円)

要介護度	所要時間	単位数	自己負担額
要介護1	8時間以上9時間未満	656	656
要介護2		775	775
要介護3		898	898
要介護4		1,021	1,021
要介護5		1,144	1,144

(2)その他の加減算(1日当たり:円)

項 目	単位数	自己負担額
送迎を行わなかった場合(片道)	△47	△47
サービス提供体制強化加算(I)イ	18	18
入浴加算	50	50
利用者の居住と同一建物に所在する事業所	△94	△94
若年性認知症利用者受入加算(対象者のみ)	60	60
介護職員処遇改善加算(I)	月額合計(基本料+加算分)×5.9%	

## 3. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合
----------------

## 4. その他の費用

食事代(昼食)	520円	おむつ代 日常生活において通常必要な経費	実費
---------	------	-------------------------	----

## I ほのぼのデイサービス 介護予防・日常生活支援総合事業、唐津市の定める報酬額

サービス提供時間:午前8時50分～午後5時10分

## 1. 通所介護相当サービス

## (1)サービス利用料金 (1月当たり:円)

要介護度	利用回数	単位数	自己負担額
要支援1	週1回程度	1,647	1,647
要支援2	週2回程度	3,377	3,377

## (2)その他の加減算 (1月当たり:円)

項 目	単位数	自己負担額
利用者の居住と同一建物に所在する事業所 要支援1	△376	△376
利用者の居住と同一建物に所在する事業所 要支援2	△752	△752
運動機能向上加算	225	225
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援1	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援2	144	144
若年性認知症利用者受入加算(対象者のみ)	240	240
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月額合計(基本料+加算分)×5.9%	

## 2. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合
----------------

## 3. その他の費用

食事代(昼食)	520円	おむつ代 日常生活において通常必要な経費	実費
---------	------	-------------------------	----

## I 小規模多機能型居宅介護さくれい 介護報酬の告示上の金額

## 1. 介護給付

(1)サービス利用料金(1月当たり：円)

要介護度	単位数	自己負担額	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	看護職員配置加算(Ⅰ)	総合マネジメント体制強化加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)10.2%	利用料計
要支援1	3,403	3,403	640		1,000	514	5,557
要支援2	6,877	6,877	640		1,000	869	9,386
要介護1	10,320	10,320	640	900	1,000	1,312	14,172
要介護2	15,167	15,167	640	900	1,000	1,806	19,513
要介護3	22,062	22,062	640	900	1,000	2,509	27,111
要介護4	24,350	24,350	640	900	1,000	2,743	29,633
要介護5	26,849	26,849	640	900	1,000	2,998	32,387

※ 月途中からの登録及び月途中での登録終了は、日割計算となります。

(2)その他の加減算

項目	単位数	自己負担額
初期加算(登録した日から起算して30日)	30/日	30円/日
認知症加算(Ⅰ)	800/月	800円/月
認知症加算(Ⅱ)	500/月	500円/月

## 3. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合

## ケ ア ハ ウ ス 作 礼 荘

## 利 用 料 金 表 (月 額)

(単位:円)

	区 分	利 用 料 金				
		対 象 収 入	事務費	生活費	管理費	水道代
1	1,500,000円以下	10,000	43,700	7,000	1,320	62,020
2	1,500,001～1,600,000	13,100	43,700	7,000	1,320	65,120
3	1,600,001～1,700,000	16,100	43,700	7,000	1,320	68,120
4	1,700,001～1,800,000	19,100	43,700	7,000	1,320	71,120
5	1,800,001～1,900,000	22,200	43,700	7,000	1,320	74,220
6	1,900,001～2,000,000	25,200	43,700	7,000	1,320	77,220
7	2,000,001～2,100,000	30,200	43,700	7,000	1,320	82,220
8	2,100,001～2,200,000	35,300	43,700	7,000	1,320	87,320
9	2,200,001～2,300,000	40,300	43,700	7,000	1,320	92,320
10	2,300,001～2,400,000	45,400	43,700	7,000	1,320	97,420
11	2,400,001～2,500,000	50,400	43,700	7,000	1,320	102,420
12	2,500,001～2,600,000	57,500	43,700	7,000	1,320	109,520
13	2,600,001～2,700,000	64,600	43,700	7,000	1,320	116,620
14	2,700,001～2,800,000	71,600	43,700	7,000	1,320	123,620
15	2,800,001～2,900,000	78,700	43,700	7,000	1,320	130,720
16	2,900,001～3,000,000	85,800	43,700	7,000	1,320	137,820
17	3,000,001円以上	90,100	43,700	7,000	1,320	142,120

○ 電気料金については実費支払となります。

○ 生活冬期加算(11月～3月)1,930円。

○ 2人部屋においては、管理費が1部屋10,000円になります。

○ 利用料は、法改定により変更がありますのでご了承ください。